

周南市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

周南市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員定数条例の一部を改正する条例

周南市職員定数条例（平成15年周南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「912人」を「934人」に改め、同条第7号中「185人」を「104人」に改め、同条第8号中「200人」を「210人」に改め、同条第9号中「127人」を「110人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市職員定数条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>912人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>185人</u></p> <p>(8) 消防機関の職員 <u>200人</u></p> <p>(9) 上下水道局の職員 <u>127人</u></p> <p>(10) (略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>934人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>104人</u></p> <p>(8) 消防機関の職員 <u>210人</u></p> <p>(9) 上下水道局の職員 <u>110人</u></p> <p>(10) (略)</p>